

障害のある方への手当について

障害のある方に対し、次のような各種手当を支給しています。各手当によって、対象となる条件が異なりますので、事前に福祉こども課までご相談のうえ申請してください。

◆特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等に支給されます。

【手当額(月額)と障害の程度】

1級 52,500円	・身体障害者手帳1級・2級程度(内部障害は例外あり) ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級程度
2級 34,970円	・身体障害者手帳3級程度(内部障害は例外あり) ・療育手帳B程度 ・精神障害者保健福祉手帳2級程度

※児童が障害による公的年金を受けている場合は、支給対象となりません。

◆特別障害者手当

障害が著しく重度または重複しているため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

【手当額(月額)と障害の程度】

27,350円	・重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度、療育手帳④程度)を2つ以上有する方 ・重度の障害を1つ有し、さらにほかの障害(身体障害者手帳3級程度、療育手帳A程度)を2つ以上有する方 等
---------	---

※病院等に3か月を超えて入院している場合は、支給対象となりません。

◆障害児福祉手当

障害が重度であるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

【手当額(月額)と障害の程度】

14,880円	・身体障害者手帳1級程度 ・療育手帳④程度
---------	--------------------------

※児童が障害による公的年金を受けている場合は、支給対象となりません。

◆在宅心身障害児福祉手当

障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等に支給されます。

【手当額(月額)と障害の程度】

3,000円	・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・特別児童扶養手当1級程度
--------	--

※児童が障害児福祉手当を受給している場合は、支給対象となりません。

◇留意事項

- ・各手当には、所得制限があります。
- ・福祉施設等に入所している場合は、支給対象となりません。
- ・障害者手帳の交付を受けていなくても、同程度の障害がある場合は対象となります。

現況届(所得状況届)の提出を忘れずに!

各手当を受給している方は、現況届(所得状況届)の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

提出期間 8月12日(木)～9月3日(金)(土曜・日曜日は除く)

提出場所 福祉こども課

提出書類 8月上旬に送付予定の通知を確認してください。

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)